

令和6年度

# 第1回PTA総会資料



広田小学校PTA

令和5年度 広田小学校PTA活動計画

	P 連関係行事	学校行事等	成人教育部 (調査広報部)	保健体育部 (校外指導部)	事業部	学P部
4	09 P T A 総会・歓迎会 14 第 1 回 P T A 役員会	10 新任式・始業式 11 入学式 21 家庭訪問 30 こどもの日祭り		19 パレールボール練習開始 ※毎週火曜日実施		
5	09 町 P 連役員会 13 伊予郡市 P 連総会 ・町 P 連総会 (書面決済)	15 交通安全教室 17 1 年生を迎える会 18 遠足 31 プール清掃				
6	→ 伊予郡市役員親睦ソフトボール大会抽選・打合せ会	04 日曜参観日・田植え 12 プール開き	→ 部会	04 救命救急法講習会 04 プール監視等説明 → 部会	04 だろんこ遊び (田植えと同じ日)	
7	→ 伊予郡市役員親睦ソフトボール大会 10 第 2 回 P T A 役員会 25 運動会実行委員会	10 児童生徒を守る育てる協議会 13 町内水泳大会 13・14 個人懇談 20 校内水泳記録会・終業式	・人権教育基礎養成講座への参加 (7 月～9 月) ※人権・同和教育学習会を兼ねる → ミニこぶし①発行	→ 伊予郡市役員親睦ソフトボール大会		
8		28～30 大三歳少年自然の家		21 部会 (運動会)	23 P T A 奉仕作業	
9	23 P T A 奉仕作業 28 第 3 回 P T A 役員会 → 町 P 連役員親睦球技大会・総親会 28 愛媛県 P T A 大会	01 始業式 24 秋季大運動会 02 伊予地区陸上大会 06 いねかり 23 地方祭 29 ふるさと交流会と 人権・同和教育参観日		24 秋季運動会	14 浄水場周辺草刈り	
10						
11	21 第 4 回 P T A 役員会 25 伊予郡市 P T A 大会	13 県陸上運動記録会		01 町青少年健全育成集会	04 広田フェスタバザー準備 05 広田フェスタバザー	
12		14・15 個人懇談 23 校内マラソン大会・終業式		23 マラソンコース監視		
1		09 始業式 12 校内書き初め大会				
2	15 第 5 回 P T A 役員会	04 学習発表会 07 スキー教室 → 新入生 1 日入学				
3	12 町 P 連役員会 22 会計監査 28 第 2 回 P T A 総会 28 送別会 ・砥部町青少年補導センター補導委員会 (年間 1～3 回の研修会参加ほか)	01 6 年生を送る会 12 お別れ遠足 (バス遠足) 25 修了式・卒業式 28 離任式	→ 部会 25 こぶし①発行			
備考						

# 令和5年度広田小学校PTA会計決算報告書

## 1 収入の部

項 目	令和5年度予算	令和5年度決算	比 較	摘 要
1 前年度繰越金	725,326	725,326	0	
2 会費	115,200	115,200	0	保護者400円×12か月×18人 教職員400円×12か月×6人
3 事業収入	100,000	186,200	86,200	広田フェスタバザー等
4 賛助会費	100,000	95,500	▲ 4,500	
5 利子他雑収入	81,000	227,333	146,333	緑の少年団交付金、会長会計 歓送迎会会費、利子等
合 計	1,121,526	1,349,559	228,033	

## 2 支出の部

項 目	令和5年度予算	令和5年度決算	比 較	摘 要
1 設備・環境整備費	100,000	98,340	1,660	花苗、園芸用品 緑の少年団資材等
2 学習奨励費	150,000	149,800	200	親子安全互助会費 スキー教室代（レンタル、リフト等）
3 事業部費	60,000	30,224	29,776	広田フェスタ材料費等
4 成人教育部 （調査広報部費）	40,000	5,292	34,708	インク、こぶし切手
5 保体部費	35,000	0	35,000	
6 研修費	10,000	5,578	4,422	郡市P連負担金、会議用お茶
7 運営費	35,000	11,000	24,000	餞別、花束、送別会代
8 健康管理および衛生費	10,000	6,194	3,806	経口補水液、ハンドソープ
9 学校行事協力費	170,000	58,388	111,612	芋炊き材料、運動会景品 卒業記念品代、遠足プラネクリウム代 等
10 交通費	10,000	0	10,000	
11 通信費	20,000	1,134	18,866	年賀葉書
12 予備費	481,526	156,600	324,926	教育会賛助会費、Tシャツ版代 歓送迎会弁当・飲み物 山下校長先生肖像代
合 計	1,121,526	522,550	598,976	

## 3 繰越金

(収入合計)  
1,349,559

(支出合計)  
522,550

(繰越金)  
827,009

令和6年度へ 827,009 円を繰り越します。

砥部町立広田小学校

P T A会長 様

## 令和5年度会計監査報告

令和5年度P T A会計監査の結果、帳簿・領収書・預金通帳等、正確に処理されていることを認めます。

令和6年 3 月 22 日

広田小学校P T A監査

日野林 リエ



前田 和則



## 令和6年度 P T A役員名簿

### 1 本部役員

会 長	窪田 芳浩	事務局 長	正岡 繁豊
副 会 長	相原 雄一 (兼 給食センター運営委員)		
副 会 長 (留学セ代表)	(留学セ)		
監 事 (会計監査)	日野林 一樹	監 事 (会計監査)	藤崎 忍
顧 問	河本 一	顧 問	松本 雄一
顧 問 (留学セ)	赤松 志真	顧 問 (留学セ)	尾上 れい

### 2 専門部

部名	部 長	副部長	副部長	教 員
成人教育部 (調査広報部)	窪田 芳浩			大内 香織
保健体育部 (校外補導部)	相原 雄一	相原 雄一 (兼 校外補導部長)	(留学セ)	城戸 祐乃 渡部 良仁
事 業 部	窪田 芳浩			重松 祥子
学 P 部				

### 3 地区役員 (全員のため、正副なし)

令和6年度 広田小学校PTA活動計画

	P 連関係行事	学校行事等	成人教育部 (調査広報部)	保健体育部 (校外指導部)	事業部	学P部
4	07 P T A 総会・歓迎会	08 新任式・始業式 →入学式 19 家庭訪問 ・1年生を迎える会 28 こどもの日祭り ・交通安全教室 ・プール清掃 ・遠足 28・29 修学旅行		・バレーボール練習開始 ※毎週火曜日実施		
5	・町P連総会打合せ 11 伊予郡市P連総会 ・町P連総会	09 日曜参観日・田植え ・プール開き				
6	22 伊予郡市役員親睦ソフトバレーボール大会 ・第1回 P T A 役員会	・児童生徒を守る育てる協議会 11 町内水泳大会 (予備12日) 11・12 個人懇談 19 校内水泳記録会・終業式	・人権教育基礎養成講座 (7月～9月) ※人権・回和教育学習会 を兼ねる		09 どころんこ遊び (田植えと同じ日) ・浄水場周辺草刈り①	
7	・第2回 P T A 役員会 ・運動会実行委員会			・救命救急法講習会 ・プール監視等説明 ・バレーボール練習 ・伊予郡市役員親睦ソフトバレーボール大会 ・部会 (運動会) 29 秋季運動会		
8	28 P T A 奉仕作業	02 始業式 29 秋季大運動会 ・稲刈り				
9	・第3回 P T A 役員会 →町P連役員親睦球技大会・懇親会 26 愛媛県 P T A 大会	08 伊予地区陸上大会 ・地方祭 27 ふるさと交流会と・ 人権・回和教育参観日 ・県陸上運動記録会			28 P T A 奉仕作業 ・浄水場周辺草刈り②	
10	・第4回 P T A 役員会 30 伊予郡市 P T A 大会	12・13 個人懇談 25 校内マラソン大会・終業式		・町青少年健全育成集会 25 マラソンコース監視	02 広田フェスタバザー準備 03 広田フェスタバザー	
11		08 始業式 ・校内書き初め大会 02 学習発表会 ・スキー教室 ・新入生1日入学 ・6年生を送る会 ・お別れ遠足 (バス遠足) 25 修了式・卒業式 ・離任式	・部会 ・こぶし発行			
12						
1	・町P連役員会 ・第5回 P T A 役員会					
2	・会計監査 ・第2回 P T A 総会・送別会					
3	・底部町青少年補導センター補導委員会 (年間1～3回の研修会参加ほか)			・登校指導立ち番 (毎月20日前後) ・定例補導委員会	・浄水場周辺草刈り (年2回)	

## 令和6年度広田小学校PTA会計予算（案）

### 1 収入の部

項目	令和6年度予算	令和5年度予算	比較	摘要
1 前年度繰越金	827,009	725,326	101,683	
2 会費	139,200	115,200	24,000	保400円×12月×23人=110,400 教400円×12月×6人=28,800
3 事業収入	100,000	100,000	0	水源地草刈等収入 広田フェスタバザー収入
4 賛助会費	95,500	100,000	▲ 4,500	95,500 (R5年度)
5 利子他雑収入	81,000	81,000	0	緑の少年団交付金 利子、雑収入等
合計	1,242,709	1,121,526	121,183	

### 2 支出の部

項目	令和6年度予算	令和5年度予算	比較	摘要
1 設備・環境整備費	100,000	100,000	0	花苗代 緑の少年団資材等
2 学習奨励費	150,000	150,000	0	親子安全互助会費 スキー教室用具レンタル代等 卒業記念品代
3 事業部費	60,000	60,000	0	広田フェスタ材料費等
4 成人教育部 (調査広報部費)	40,000	40,000	0	PTAだより用紙代 インク代
5 保体部費	35,000	35,000	0	ソフトバレー大会弁当代 ソフトバレー大会旅費
6 研修旅費	10,000	10,000	0	町P連分担金 町P連負担金 PTA大会旅費
7 運営費	35,000	35,000	0	吊電 会員慶弔費 餞別
8 健康管理および衛生費	10,000	10,000	0	薬品等購入費
9 学校行事協力費	170,000	170,000	0	こどもの日祭り 運動会、ふるさと交流会
10 交通費	10,000	10,000	0	非常時児童運搬費
11 通信費	20,000	20,000	0	賛助会の切手代等
12 予備費	602,709	481,526	121,183	教育会賛助会費、歓送迎会補助等 PTA会長肖像写真代等
合計	1,242,709	1,121,526	121,183	

# 広田小学校PTA会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は広田小学校PTAと称し、事務局を広田小学校に置く。

第2条 本会は広田小学校教育の推進に寄与し、PTAとして会員相互の研修と親和を図ることを目的とする。

第3条 本会の会員は次の者をもって組織する。

- 1 会員 = 本校児童の保護者及び本校職員（臨時職員を除く）
- 2 賛助会員 = 広田地域住民
- 3 特別会員 = 本校PTAの目的に賛同する者

## 第2章 事 業

第4条 本会は次の事業を行う。

- 1 会員相互の研修、教養に関する事
- 2 本会推進のため必要な調査及び広報に関する事
- 3 本会の目的を達成するために必要な事業
- 4 児童・会員相互の保健体育に関する事
- 5 校外活動に関する事
- 6 その他必要な事

第5条 本会に次の役員を置く。

- |                |                  |            |
|----------------|------------------|------------|
| 1 会 長 = 1 名    | 2 副会長 = 2 名      | 3 監事 = 2 名 |
| 4 部長・副部長 = 若干名 | 5 事務局長 = 1 名（教員） | 6 顧問 = 若干名 |

※ 会長・副会長・監事、他の役員の任期は1年とし再任をさまたげない。  
(役員の任期は4月1日から3月31日までとする。)  
但し、補欠者の任期は前任者の任期とする。

第6条 役員の選出は次の方法による。

- 1 会長・地元副会長・部長は年度末の総会において選出する。
- 2 留学センター代表副会長、専門部副部長、監事は年度始めの総会において選出する。
- 3 顧問は、会長が委嘱する。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは代行する。
- 3 監事は会計を監査する。
- 4 部長は第4条の事項を行う。
- 5 事務局長は本会の事務を行う。
- 6 顧問は本会の目的達成のための相談を受ける。



### 第3章 会 議

第8条 本会は毎年4月と3月に総会を開く。必要な場合は臨時に開くことができる。

第9条 総会において決を要するものは次の事項とする。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 会則の変更    | 3 今年度の事業計画 |
| 2 予算と決算の承認 | 4 その他重要事項  |

第10条 会長、副会長、校長、事務局長によって必要に応じて執行部会を開き、総会、役員会等における必要事項を協議する。

第11条 会長、副会長、専門部長、専門部副部長、校長、事務局長の参加によって役員会を開くことができる。この役員会は総会につぐものである。役員会においては、次の事項について協議する。

- |               |          |
|---------------|----------|
| 1 PTA行事等の運営計画 | 2 その他の事項 |
|---------------|----------|

第12条 各部会は必要に応じて開く。

### 第4章 会 計

第12条 本会の経費は会費および事業収益金、寄付金とする。

第13条 会費は総会で決定する。

第14条 本会の会計年度は前年度の監査日の翌日に始まり、監査日をもって終わる。  
なお、監査は当該年度の3月31日までに行わなければならない。

### 第5章 附 則

本会則は平成13年4月18日一部改正する。  
本会則は平成16年4月23日一部改正する。  
本会則は平成17年4月19日一部改正する。  
本会則は平成20年4月17日一部改正する。  
本会則は平成25年4月16日一部改正する。  
本会則は平成26年4月15日一部改正する。  
本会則は平成29年4月 9日一部改正する。  
本会則は平成30年3月28日一部改正する。  
本会則は平成31年3月29日一部改正する。

## 広田小学校PTA慶弔規定

- 1 児童・会員・会員の配偶者が、死亡したときは弔電・弔慰金をおくる。  
(5,000円)  
付則 但し、会員の一親等の親族、並びに配偶者の親が死亡した時は、弔電をおくる。
- 2 児童・会員・会員の配偶者が、事故または疾病にかかり7日以上入院したときは、見舞金をおくる。  
(3,000円)
- 3 会員が特に名誉ある栄典を受けたときは、金一封をおくる。  
(5,000円)
- 4 会員が校下を離れて転居する場合及び教職員が転任する場合は、餞別をおくる。  
(5,000円)
- 5 会員の家庭に非常変災があった場合は、見舞金をおくる。  
(3,000円)
- 6 会員に結婚や出産があったときには、祝金をおくる。  
(5,000円)
- 7 その他、特別の場合はPTA会長・副会長・事務局が相談して決める。
- 8 以上、慶弔ともにお返しはしないものとする。

\* この規定は平成7年5月19日より適用する。

\* この規定は平成9年4月21日一部改正する。

\* この規定は令和2年4月8日一部改正する。